

第 1 2 回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和2年 3月 5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和2年 3月 5日 午前 10時9分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 5 番 鳥山 孝子 委員

議事録署名委員 議席 6 番 新井 正喜 委員

議事参与が制限された委員数 4 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事 務 局 長	内山 勉
	副事務局長	中澤 正幸
	統括主幹 (係長)	竹之内 智行
	主 事	小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いします。議事に入る前に申請者から取下げが1件ありました。議案書11ページの申請番号5の16番が取下げとなりましたので欠番でお願いします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第12回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ただ今の出席委員は19人中19人で会議は成立しました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号5番、鳥山孝子委員と議席番号6番、新井正喜委員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、議席番号5番、鳥山孝子委員と議席番号6番、新井正喜委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願い

いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係を許可番号5の164号の記載の1件について、令和2年2月17日に意見聴取をいたしました。同日付をもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただ今、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページ記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただ今、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から4番

までの4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の9ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、9ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、子持地区を岸第1班長、赤城、北橋地区を高井第1班長より報告をお願いします。

最初に岸第1班長をお願いします。

3 番

2月27日に実施しました、第1班、渋川、子持地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局は狩野主幹、小林主事と私、岸の6名で実施しました。

渋川、子持地区の今回の許可申請は、第5条による申請が9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は道路、西は畑、南は同月申請されている申請番号5の3番の申請地、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は道路、西は畑、南は宅地、北は同月申請されている申請番号5の2番の申請地となっています。問題ないと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は道路、西は水路、南と北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東は宅地、西は河川と道路、南は道路、北は畑となっています。問題ないと思われます。9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は墓地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は宅地、西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思われます。

以上で第1班、渋川、子持地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、高井第1班長お願いします。

13番

2月27日に実施しました、第1班、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と、事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員と私、高井の計7名で実施しました。

今回の赤城、北橘地区の許可申請は、申請取下げを除き、第4条による申請が1件、第5条による申請が7件、合計8件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と北は畑、西と南は宅地となっております。問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。議案書10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は宅地、西は道路、南は畑、北は宅地となっております。問題ないと思われま

す。申請番号5の11番の現地は、東西南北を道路に囲まれた土地となっております。問題ないと思われま

す。申請番号5の12番の現地は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は墓地となっております。問題ないと思われま

す。申請番号5の13番の現地は、東は宅地、西は畑、南は宅地、北は道路となっております。問題ないと思われま

す。続きまして議案書の11ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっております。問題ないと思われま

す。申請番号5の15番の現地は、東は宅地、西は今回転用申請が出ている畑、南は畑、北は道路となっております。問題ないと思われま

す。申請番号5の17番の現地は、東は畑、西は転用許可済み地、南は道路、北は転用許可済み地となっております。問題ないと思われま

す。以上で第1班、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

つづきまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から3の10番の10件を上程し審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による、許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の10番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3の3番につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。つづきまして、議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

申請番号3の6番、3の7番及び3の8番の3件につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の4番、3の5番及び3の9番の3件につきましては、農業経営効率化のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。つづきまして、議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号3の10番につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

始めに、申請番号3の6番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号3の6番を審議します。質疑のある方はお願い

します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の6番については、許可することでご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の6番については、議案のとおり許可
することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

それでは、次に申請番号3の6番を除いた、申請番号3の1番から
3の10番の9件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の6番を除いた申請番号3の1番から3の
10番の9件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から3の10番の9件について
は、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定
による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号4の1番の1件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申
請につづきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農地区分は議案書に記載のとおりと思われ、既存施設の2分の1を超えない拡張であり、不許可の例外に該当すると思われま。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号4の1番の1件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の16番が申請取下げとなりましたので、申請番号5の1番から5の17番の16件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号５の１６番を除く、申請番号５の１番から５の１７番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号５の１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。

申請番号５の２番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号５の３番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。議案書の８ページをお願いします。

申請番号５の４番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満の農地に該当すると思われま

す。

申請番号５の５番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ５００ｍ以内に２以上の公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。

また、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

なお、今回申請の受人についてはほかに２か所是正が必要な農地があります。この２か所につきましては、１か所は本年中に農地復元し地主に返却すること、もう１か所については農業用施設として、農振手続きを速やかに行い農地法の手続きをとる確約を書面をもって提出させました。

申請番号５の６番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。議案書の９ページをお願いします。

申請番号５の７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の９番は、農地区分は議案書に記載のとおりと思われ、既存施設の２分の１を超えない拡張であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。議案書の１０ページをお願いします。

申請番号５の１０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も

十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１１番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１２番は、おおむね十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、市街地に設置することが困難又は不適当なものと判断されることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１３番は、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われる、既存施設の２分の１を超えない拡張であり、不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。議案書の１１ページをお願いします。

申請番号５の１４番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１５番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続しており、また過日転用許可された敷地の拡張であることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号５の１番から５の１７番の
１６件について審議します。質疑のある方はお願いします。

１ 番 はい、議長。１番星野。

議 長 はい、星野委員。

１ 番 申請番号５の８番と５の１２番は転用目的が墓地であるが他法令は
クリアしているか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局	もちろん他法令はクリアしています。
議 長	他に質疑のある方はお願いします。
4 番	はい、議長。4 番角田。
議 長	はい、角田委員。
4 番	申請番号4の1番と5の13番は同じような案件であるがどういった経緯か。
事務局	はい、議長。事務局係長。
議 長	はい、事務局係長。
事務局	両案件とも昨年から申請者と協議していました。申請番号4の1番については現況通りの是正のなかで筆の形を整えるため申請依頼をお願いしました。申請番号5の13番については、別件3条申請時に公図と現況のずれが生じており、申請者自身もまったく把握しておらずこちらからは是正依頼しました。
議 長	他に質疑のある方はお願いします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第3号、申請番号5の1番から5の17番の16件については、許可することでご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号5の11番を除く、申請番号5の1番から5の17番の15件については、議案のとおり許可することに決しました。なお、申請番号5の11番については異議なしと認め、3,000平方メートルを超える案件として、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることに決しました。 つづきまして、議事日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただ今、ご上程いただきました議案第４号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の１３ページをお願いします。 農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。 この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。 今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。 なお、この計画概要の公告は、令和２年４月１日を予定しております。計画概要につきましては、１３ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が１５１人、借受人が７７人、筆数が２７９筆、面積が３８１，５９０．７６平方メートルです。この個別の内訳は、１４ページ記載からの利用権設定総括表のとおりであります。 また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。 以上で議案第４号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。 まず始めに、利用権設定総括表番号２１４番から２５１番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。 （関係委員退席）
議 長	それでは利用権設定総括表番号２１４番から２５１番について審議します。質疑のある方はお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 利用権設定総括表番号２１４番から２５１番については、議案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号 2 1 4 番から 2 5 1 番については承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、利用権設定総括表番号 2 5 6 番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは利用権設定総括表番号 2 5 6 番について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
利用権設定総括表番号 2 5 6 番については、議案のとおり認めること
とでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号 2 5 6 番については、承認
することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りく
ださい。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、利用権設定総括表番号 2 7 9 番を審議しますので関係
する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは利用権設定総括表番号 2 7 9 番について審議します。質疑
のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
利用権設定総括表番号２７９番については議案のとおり認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号２７９番については承認す
ることに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、利用権設定総括表番号２１４番から２５１番、２５６
番及び２７９番を除く、番号１番から２７９番の２３９件について審
議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
利用権設定総括表番号２１４番から２５１番、２５６番及び２７９
番を除く、番号１番から２７９番の２３９件については議案のとおり
認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第１２回月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前１０時９分>